

清代における鹽業資本について (上)

佐 伯 富

清代における二大財閥として山西の票商と共に揚州の塩商があげられる。揚州の塩商は淮南塩を運搬販賣する商人であるが、この外、長蘆・山東・河東・兩浙・福建・兩廣・雲南・四川・陝甘・東三省などの塩場にも夫々塩商がゐたことはいふまでもない。併し、國家の財政上占める淮南塩、従つて又揚州塩商の地位は斷然他の塩商の追隨を許さぬものがあつた。大體、清代を通じて、塩の專賣益金は全歲入の約四分の一を占めてゐた。^① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦

して、清代塩業資本の形態、變遷について考察を加へて見たい。

二

揚州塩商については萬曆揚州府志の序文に淮南の状況を述べて「土著は游寓に較べて二十の一なり」とあるやうに、本地の者は極めて僅かで、その大部分は他省流寓の者を以て占められてゐる。今、光緒兩淮塩法志の列傳の中から揚州塩商出身地を調べて見ると、明の嘉靖年間から清の乾隆年間までのに揚州に移住した者が約八十名ばかり記されてゐる。その身うち、安徽省の徽州出身者が六十名近くあり、山西、陝西出者各約十名、その他が若干名ある。これ以てを見ても揚州塩商は主として安徽・山西・陝西の三省、殊に徽州出身者を以て占められてゐたことがわかる。數において徽州出身者が絶對多數を占めてゐたのみならず、その有する資本においても、斷然他を壓してゐたらしい。徽州出身の黃・程・汪・方・呉・江氏等は最も有力な塩商として知られてゐる。汪廷璋（字は令聞）の如き、乾隆時代、富千萬を以て計り、その豪勢を以て天下に聞えたものである。^②乾隆時代には、富數百

萬を擁する者は多數に存したといはれる。^③これらの揚州塩商は明末、清初、殊に清初において流寓した者が多いやうであるが、その起原は明の天順・成化の頃、更に想像が許されるならば、明初にまで遡ることが出来るやうである。^④

一體明代の初期においては、對蒙古關係から多數の軍隊が北邊に駐屯してゐた。その軍糧、軍需品を調達するために開中法が行はれた。即ち、塩商人をして邊境に糧草を納入せしめ、その代償として倉鈔を塩商に給する。塩商はそれを塩運司、提舉司に持參し、塩引と兌換し、塩場に行いて塩を受領し、行塩地方に販運した。即ち、塩商は北邊にて倉鈔をえなければ塩引を受領出来ぬため、大資本を有する塩商は、概ね北邊において遊民を招いて屯田を行ひ、その收穫を以て開中の用に充てた。これがいはゆる商屯である。

ところが、天順・成化の頃には、蒙古關係がやや小康を得、北邊の開拓がよく行はれ、穀價は下落して從來の塩糧交換の比率で開中を行ふことは、政府にとつては頗る不利となつたので、天順・成化にかけて、北邊では納糧開中が漸次納銀開中に移行しつつあつた。然るに、邊方における納銀開中は塩商の思惑から圓滑に行はれず、開中本來の使命を達する

ことが出来ないため、寧ろ、塩運司、提舉司において納銀開中を行ふに如かずといふ議論が盛になつた。又一方では、成化年間に、勢要の塩引奏討、或ひは占中賣窩が甚だしくなり、北邊における塩商の報中が著しく困難になり、且つ報中後も守支すること久しく、商塩が著しく壅滞して來たので、遂に運司納銀開中の制が、成化の末年には已に成立し、弘治に入つて愈々確立した。これが葉淇の納銀中塩法と稱せられるものである。

かくて、これまで北邊入中に重要な意義をもつてゐた商屯は、その存在價值が少くなり、有力な塩商は、概ね資本を携へて最も有利な塩場の所在地、淮浙に内徙した。これがいはゆる内商の先驅をなすもので、主として塩の收買を行つた。清代の場商がこれに當る。内商は收買した塩を水商に轉賣する。水商はこれを江西、湖廣に搬運して販賣した。水商のうち約十分の一の内商が自ら解細したが、その餘は皆江湖の行商であつたといはれる。^⑤この内商の出身地が山陝徽州の商人であつたことはいふまでもない。これに對して北邊に留まり糧草を納入した者が邊商と稱せられる。成化より弘治にかけて、大資本を擁する塩商の大部分が北邊より淮浙に居を移し

たので、塩商の活動の中心は北邊を去つて淮浙に移つた。弘治末年の胡世寧の備邊十策略に「今山陝の富民にして多く中塩をなすもの、居を淮浙に徙し、邊塞空虚たり」といへるは、最もこの間の事情を傳へてゐる。又その例證は光緒兩淮塩法志に幾多見られる所である。

この内商はその後、餘塩の買補によつて益々發展を遂げた。一時小康をえてゐた蒙古關係は、嘉靖に入りて再び險惡になると、政府では増大した軍費を調達するために多量の餘塩を商塩化した。併し、邊商は資本少く開中に投資することが精一杯で、正塩に匹敵し、或ひは倍する量の餘塩を買ふことは到底出来ぬ。而も多量の塩の掣驗のため、引塩を水商に賣り渡すまで、長い間またされるので、邊商は遂に塩引を内商に賤價で轉賣せざるをえなかつた。

一方、嘉靖の初年以來、急を告げた對蒙古關係は、俺答汗の侵寇が加はるに及んで益々緊迫し、政府は膨脹する軍費調達に苦心した結果、工本塩を別に竈戸より收買して塩利の増大を計らんとした。その後、工本塩を廢止した後も、多量の塩が放出された爲めに、積塩の壅滞は解消せず、内商は數年まづも批驗所の掣驗をえず、遂に邊商の塩引を轉買しなくな

り、邊商は益々困窮した。そこで政府では北邊の開中を圓滑に行はせるために、邊商に河塩の掣驗を許可した。河塩とは堆塩に對するものである。餘塩の添買によつて掣賣が遅れ、

淮安、揚州附近に堆置して掣驗の順番をまつものが堆塩であり、塩の上堆を行はず、順番を待たずして舟行のまま運塩河を直通して批驗所に赴く塩が河塩である。然るに、河塩が行はれ始めるや、その有利なるを見て、邊商の名を借り、河塩の掣驗を願ひ出で巨利を博する者が出現した。これが團戸であり、内商の中の大資本を擁する者であつた。團戸は一人にして多き者は數十萬引、少き者も數萬引の塩引を邊商から賤價で買占めてゐる者があつた。^⑥邊商のために施行せられた河塩の掣驗は、徒らに團戸をして巨利を射倖せしめる結果となつたのである。先に述べた如く、内商は陝西・山西・安徽三省、特に徽州出身の商人が多かつたことから考へると、團戸は特に徽州出身の商人が多かつたものと思はれる。徽州財閥はこの揚州において駿々乎として發展たのである。萬曆時代に入るや、滿洲蒙古に對する軍餉があるのみならず、日本とも事を構へるに至り、軍需費は益々かさみ、それを塩利に求めようとして増引を行つた。又兩淮には税監が設けられ、宦

官魯保がこれに任せられ、浮引（塩の支給なき空引）を發行したために、塩引は氾濫して塩政は崩壊した。かかる機會に乘じて團戸は益々賤價を以て塩引を買占めた。

この塩引の滯積を疏通するために考案されたものが、袁世振のいはゆる綱法である。即ち、萬曆四十五年、舊引を十綱に分ち、毎年舊引一綱、新引九綱を銷運し、十ヶ年計畫を以て滯積引を全部銷運しようとした。最初、袁世振は團戸の弊害を充分承知してゐたので、これを除外しようとしたが、團戸の外、資本を有する塩商がゐない。已むを得ず、團戸に塩運の獨占權を與へた。即ち、綱冊を印刷してその花名を載せ、團戸等の衆商に與へ、永久に保存して窩本とする。窩本なき者は行塩の資格がない。かくて綱商は塩引と引地とを獨占し、これを子孫に傳へる。もし窩本なくして行運を欲する者は、窩商に多額の權利金を納めて塩運の權利を租借、若しくは買收しなければならなかつた。かくして塩運は全く綱商の獨占企業と化し、塩利は綱商に獨占せられるに至つた。この綱法は明から清へ王朝の鼎革はあつても、そのまま繼承せられ、綱商の塩利獨占は乾隆朝に至つて最高潮に達し、以後衰運に向つたけれども、尙道光末年、票法が淮南に行はれる

まで續行され、その盛衰は揚州塩商の消長と運命を共にしたのである。綱法の實施によつて萬曆末、積滯の塩引は銷運せられ、効を奏したが、その弊害は間もなく表面化し、道光末までも論議の中心となつたのである。

三

前章において明代における揚州塩商の獨占化、いひかへると揚州における安徽・陝西・山西、特に徽州財閥の發展の經過を略述した。徽州人の揚州移住は、清朝が明朝に代つて政權が確定し社會が安定すると共に激増した。先に引用した光緒兩淮塩法志によると、流寓者八十餘名中、順治・康熙中に、その名の見ゆる者三十餘名の多きに上つてゐる。揚州塩商の經濟的基盤は明末から清初にかけて、特に清初において大體確立されたもののやうである。清軍が南征した時、徽州出身の揚州塩商汪文德は財三十萬金を出して軍に輔し、百姓を殺さざるやう懇請してゐる如き、塩商資本の大きさを想像せしめるに足るであらう。康熙乾隆帝は塩商を優遇したが、特に乾隆帝の如き、金川兩次の用兵、西域の蕩平、伊犁の屯田、台匪の平定などに多額の費用を要したので、塩商に

報効銀を捐輸せしめるために、塩商に塩斤の加斤及び加價とを許してゐる。^③報効銀は雍正年間に始まり、嘉慶の初頃までに淮浙蘆東各商の捐する所、通計三千萬を下らない。爾後、清朝の滅亡するまで河工、賑災、國防、軍需等あらゆる方面に塩商捐輸の額は勝つて算ふべからざるほどである。^④

乾隆帝の塩商を遇するや極めて厚く「塩商特に聖主の知を邀む。或ひは召對せられ、或ひは宴を賜ふ。賞賚優厚にして大僚に擬す。蓋し塩商際遇の隆んなる、此に至りて極まれり。塩商奢侈の弊亦此より深し」といふ有様であつた。^⑤當時の塩商の經濟的政治的勢力を最も端的に表明してゐる。揚州塩商は清朝時代、國家の保護によつて平和の繼續と共に隆盛の極致に達したのである。例へば、その資力について見ると、明の萬曆時代、揚州塩商については五雜俎卷四に「富室の雄を稱する者、江南は即ち新安（徽州）を推す。江北は則ち山右。（山西）新安の大賈は魚塩を業となす。藏銀百萬に至る者あり。其の它二三十萬なる者は則ち中賈のみ。」とある如く、貲二三十萬もあれば中賈、百萬あれば天下の雄として稱せられた。然るに乾隆時代になると貲數百萬なる者比々としてあり、富千萬を以て計る者も出現してゐる。^⑥徽州出身の

汪廷璋の如き、財千萬に至り、徐氏・程氏と共に當時揚州において並び稱せられたものである。^⑦又徽州出身の江春の如きも豪商を以て令名があり、賑災、軍需、河工に際し、直ちに百萬の捐輸を辦じ、これがために乾隆帝の知遇を蒙り、布政使の銜を賜はつたほどである。^⑧これらの事例によつて乾隆時代における揚州塩商の資本の一斑を推知することが出来るであらう。この時代における揚州の絢爛たる學問、藝術、文學の發展は、實にこの塩商の資力を背景として展開したものである。^⑨

ここで注意すべき問題は、揚州塩商の經營形態である。山西商人の企業形態が合夥即ち合資にあり、これがその發展の重要な契機をなしてゐた如く、^⑩揚州における塩商も亦合資によつて經營する者が多かつたやうである。この合資の企業形態は餘程古くからあつたらしく、明清時代には一般に普及してゐた。揚州畫舫錄卷十二に徽州出身の黃氏が揚州に寓居し、兄弟四人が塩筴を以て家を起し、四元寶の稱があると傳へてゐるが、兄弟合資の塩業經營であつたことは疑ひない。資本が大きくなればそれだけ發展性が增大することはいふまでもない。揚州畫舫錄には徽州出身の塩商、汪氏、吳氏、程

氏、徐氏、江氏、洪氏、鄭氏等の活躍の有様を記してゐるが、概ね多數の一族が共に徽州から揚州に流寓してゐた。揚州における徽州出身の塩商の發展もこの合資の形態に負ふ所が大であつたやうである。この合資の形態において特に注意すべきは官僚資本の導入である。近世においては官僚の商業行爲は禁止せられてゐたが、併し、官僚は何らかの形で商業に投資しない者は少かつたやうである。その最も手近かな方法は商人と結託し、商人の名義によつて商業を營ませることである。揚州塩商中にはその一族中より中央の大官を出してゐる者もあれば、又中央政府の大官と政略結婚によつて姻戚となつてゐた者もあつた。^⑪恐らくかかる關係が生ずれば、中央官僚の多大の資本が揚州塩商につきこまれてゐたといふこともありえないことではない。殊に近世の塩商は政商たるに於いてをや。事實かの有名な雍正朝の重臣、年羹堯の如きも塩業に投資してゐたし、^⑫塩務官等は塩商と結託し資本を提供して運塩を行はせてゐる。^⑬官僚は塩商によつて利潤の分配に預り、塩商は官僚を護符となすことが出来る。^⑭陶澍が官僚と塩商との密接な關係を禁止しようとしたのも叙上の事實を物語るものに外ならない。ともあれ、塩商と官僚との握手は

揚州塩商の企業を益々順調に發展せしめる大きな原動力であつたことは否定出来ない。ここから、いはゆる近世における官僚資本が發展したことも事實であらう。

四

併しながら、揚州塩商は乾隆時代を頂點として次第に衰運に向ひ、嘉慶時代を経て道光の半頃に至ると大半毀落して塩運に大支障を來しここに陶澍の改革が行はれるに至つた。然らばこの塩商の没落の原因は何かといふに、塩商自身の豪奢な生活、つまり奢侈もその原因の一つであらう。^①このことについては又章を改めて論ずる。政府、官吏、胥吏の塩商に對する限りなき需索も亦一つの大きな原因ではある。^②又嘉慶の頃から清朝の綱紀が弛緩し、各處に叛亂が勃發すると共に私塩の興販が活潑になつて塩商の塩が壅滯するに至つたことも亦大きな原因である。^③併し、もう少し根源的な原因は塩商の企業形態そのもののうちに存するものの如くである。揚州の塩商は、陶澍が塩政の改革をした道光時代まで綱即ち一種の組合組織のもとに統制されてゐた。實際に塩の運搬に従事する者が運商であるが、この運商が散商と總商とに分れる。

散商は總商の統率下に塩の運搬に當る。運商中の有力者、即ち多數の塩引の根窩を所有せる者が選ばれて總商になる。總商は實際には運塩を行はなかつた。總商には十二名の小總商があり、更にその上に四大總商があつて、散商と塩運司との間にあつてその折衝に任じ、散商の行塩を保證する。^④散商は政府との交渉に直接參加することは出来なかつた。總商の最も重要な任務は塩課並に塩務衙門の諸經費を隸下の散商に代つて立替へ塩運司に納入することであつた。然る後、總商はこれを散商に割り當てて徴收する。この場合總商の散商に對する飽くなき搾取が行はれ、總商は運塩に従事よりも却つて、その利益の方が遙かに莫大であつたといふ。^⑤又總商は多くは窩主である。塩引の權利金を散商から徴收する。或ひは又散商は多く總商から資金を借りて運塩に従つた。この債主が賀頭と稱せられる。^⑦政府の生息銀も先づ總商に歸し、然る後、散商に融資せられることになつてゐたが、利息が一般民間よりも比較的安かつたので總商が全部生息銀を一旦借り受けて自分の資金とした上で、更めて散商に高利を以て貸しつけたらしい。嘉慶九年政府ではその弊害を認知し、專商のみに借貸することを許さず、一般衆商に公平に融資するやう

命じてゐるが、どこまで實行されたか疑はしい。^⑧

ともあれ、運商が資本を擁する總商とその資金を借りて運塩に従事する散商とに分離したことが散商の資金調達に圓滑を缺くこととなり、このことが運塩を澁滞せしめ塩政を崩壊せしめる大きな原因であつたやうである。總商は全く運塩を行はず、金融資本家として高利を以て散商に資本を貸付ける。利潤はすべて總商に吸収せられ、散商は全く總商の資本によつてその支配下に隸屬する。一方總商は社會の秩序が保たれ塩業界が景況を呈してをれば散商に資金を貸付けるが、社會が次第に混亂を來し不安になつて、多少でも資金の回收が困難になると資金の貸付けを躊躇する。或ひは後に述べるやうに揚州の金融資本家の資本が一時殆んど皆淮北の海州に集中した如く、淮南塩よりも更に有利な融資企業があればそちらへ資本をまはしてしまふので、運商の運塩は益々困難になり塩政を崩壊せしめる大きな原因となつた。

一體、淮南百四十萬引の塩を運ぶには二千數百萬兩の資金を要するが、實際運搬に従事せる運商自身の資本はその四分の一位にすぎず、道光二十年頃、揚州運商自身の資本は通計するに僅かに五六百萬兩にすぎず、二十九年頃には一千萬兩

に及ばなかつたといはれる。^⑩ 後は皆資本を金融資本家から借りてゐた。その利息は以前には毎月一兩につき六釐乃至八釐であつたが、後には一分五釐にもなつた。^⑪ 又運商は錢鋪、錢莊等からも資金を借りてゐた。^⑫ 或ひは總商が資本を投下して錢莊、錢鋪等を経営してゐたかもしれない。

その他、塩商の運營資金には政府の帑利銀が多量に導入されてゐた。内務府等の中央の官廳はもとより、地方官廳も多く帑利銀を強制的に塩商に引數に應じて貸付け利息を計つてゐた。兩淮では乾隆年間より道光六年に至るまで毎年在京衙門及び外發の息本通計七百八十餘萬兩、其息銀は一割七十八萬餘兩に達してゐた。ところがこの本銀はいつしか塩商に踏倒されて回收出來ず、その利息は爾來後を繼承した塩商に割り充てて徴收され、これが塩商を疲乏せしめる一原因ともなつた。^⑬ 清史稿食貨志塩法の條には『内府亦嘗に數百萬兩を貸出して以て周轉の帑本に資す。更に息銀を取る。之を帑利といふ。年に或ひは百數十萬、數十萬、十數萬等しからず。商力之に因りて疲乏す。兩淮、河東猶ほ甚だし。』といつてゐる。

塩運には普通三倍の利益があるといはれるが、投下資本が^⑭

全部回収されるまでには約二ヶ年を要する。而も高利の資金を借りてゐるからその利潤もすべて債主に搾取せられる。^⑮而も資金の枯渇から資金の返却をせまられるので塩商は已むなく運塩を投賣りして現銀を入手しようとする。^⑰かういふ所から嘉慶の末年より塩引が壅滞し私塩が跋扈して官塩が賣れず資金の回収が益々遲滞し、遂には回収が困難になると運商は愈々資金に枯渇して來た。^⑱

運商の投下資本の回収不能には銀價の騰貴が大いに影響してゐる。運商は揚州から漢口もしくは江西の南昌まで塩を運びそこで水販に賣却する。水販は各州縣の塩店鋪戸に配運し、ここで一般民衆に小賣される。^⑲塩の小賣はすべて錢建である。塩店鋪戸は銅錢を以て水販に塩價を支拂つたが、水販は銅錢をそのまま或ひはこれを銀に兩替して運商に塩價として支拂つた。^⑳ところが銀價が高くなると水販はどうしても損失を免れぬ。殊に水販が錢鋪で銅錢を銀兩に兩替へせんとする時にはその足もとを見すかされて法外な値段で銅錢を銀兩に兩替へされる。^㉑損害を被るのは水販であるが、水販が困窮すれば塩價の回収が出來ぬから運商も亦そのまきぞへを喰はなければならぬ。運商の没落は又總商に影響することはいふ

までもない。かういふ關係から嘉慶末年から道光半頃までに運商の没落する者が相つぎ、塩政は崩壊し、塩引壅滞し塩課は減少した。

乾隆嘉慶の頃、揚州の運商は數百家あり、資本の大なる者は千萬、最も少き者も一、二百萬と稱せられたが、道光時代に入るや、運商は没落して、淮北では數家、淮南では數十家、後には僅かに數家に減少した。^㉒資本の大なる者も百萬に及ばず、二、三十萬なる者は十餘人にすぎず、^㉓塩引についていへばよく四、五萬引を運ぶ者も多くなく、數十萬引なる者は更に少い状態であつた。^㉔淮南では尉躋美、許宏遠等は從來各々二十數萬の塩引を運銷してゐた豪商であるが、塩業界の不況から、遂に道光十六年に没落してゐる。^㉕

かやうに運塩事業が不況に陥ると總商等も散商への融資を差控へるので資金は益々枯渇して金詰りの現象が起る。この金詰りが逆に塩業界に諸種の影響を與へる。運商が塩を運ばなくなると場商の塩が積滯する。場商は竈戸から塩を收買することを停止する。場商が不況を來すのみならず、竈戸も生活に困窮する。そこで竈戸場商が多量の塩を闇に流す。ここから闇塩が天下に横行して官塩は全く賣れず、塩業は萎微沈

滯して崩壊の極に達した。かかる現象は淮北では道光十年前後にあらはれた。ここに陶澍の淮北塩政の改革が行はれた。^{②7}

淮南でも塩政の痛とも稱すべき總商の制度を廢して總商の搾取を排除した。この總商の革退によつて淮南塩政はやや蘇生したが、根本的改革は尙將來に期待せられ、抜本塞源的な改革は先づ道光十二年、淮北塩から實施せられた。これがいはゆる票法である。票法の根本精神は綱法の弊害といはれる豪商の塩利獨占を排除して塩の販運を一般商人に解放したことである。即ち綱法においては塩引と引地とは窩商に獨占され、これが子孫に世襲せられた。陶澍は窩商のこれらの特權を剝奪し塩引を廢して票を用ひることにした。票はいかなる者も塩課さへ納入すれば數量の如何に拘らず交付され、塩の販賣が出来る。又塩引の如く引地もなければある一定の州縣内では自由に販賣することが出来る。即ち從來の如く塩販賣に對する權利金も不要であり、小額の販賣も許可せられてゐるから、小資本の商人も塩の販賣が出来たわけである。又票法においては私塩の取締りを嚴重にし、從來塩商を食ひ物にしてゐた官吏、胥吏、土豪、劣紳の需索を嚴禁し諸種の冗費を輕減して原價を從來の半ばに切下げたために票法は實施僅

か一年にして大成功を収めた。^{②8} 淮北塩場には多數の票販が彙集し、額引二十九萬餘引に對し毎年四十六萬餘引が銷售せられ、道光十八年の頃には二百萬兩の資金が淮北に集中したといはれる。^{②9} かかる景況に乗じて全く運塩の意志をもたずして塩引を轉賣することを目的とする所謂塩引ブローカーも多數淮北に集つて來た。陶澍はかくては又塩の原價が昂騰するので驗實法を始めた。^{③0} 實際に運塩する資本を有するか否かを檢した上で塩引を交付した。これがために揚州の金融資本家の銀兩が多數淮北に流動し、道光二十年の頃には票塩應徵錢糧場價約百萬兩に對し、一千萬兩の資金が淮北に集中し、揚州では銀が缺乏して銀價騰貴し高利を以てしても尙借貸の方法がなく揚州運商は頗る資金難に悩んだといはれる。^{③1} 淮北票法は他の塩場の塩政崩壊をよそめに髮賊が淮北に侵入するまで盛況を呈した。

淮南塩法は陶澍の改革が終らぬうちに道光十九年、陶澍が病氣のため兩江總督を辭職したが、その後道光三十年、陸建瀛が陶澍の票法に倣ひ淮南に票法を實施した。これまた僅か一年ばかりにして大成功を収め、滯積額引を銷售し塩課も五百餘萬兩に達し、淮南塩商も久しぶりに活潑に動き出した。^{③2}

然るに、惜しい哉、翌咸豐元年には髮賊の亂が勃發し、咸豐三年には江寧、揚州も陥落し、揚州の塩商はこれがために壊滅的打撃を被り、以後淮南行塩地は二十年近く髮賊に蹂躪せられ、塩道は通ぜず、愈々逼塞して再び往年の繁盛をとりかへすことは出来なかつた。

咸豐時代、兩淮行塩地では官塩は至らず、殆んど私塩にのみ依存してゐた。捻匪、髮賊等もすべて私塩を販運してゐた。³³ 政府でもかかる實狀を如何ともする能はず、且つ髮賊討伐のため、多額の軍需費を要したので遂に咸豐三年五月には湖北において川粵等の私塩をそのままとめ、塩釐を課して後放行を許した。³⁴ その後、湖南、江西においても塩釐が徴收せられるに至り、小資本の小販が多數販運したため從來の塩商は益々困窮したらしい。揚州の塩商も揚州の陥落と共に四散し、或ひは大打撃を被り、以後揚子江の挽運が可能になつてもあまり活躍を見ない。湖北湖南には盛に四川塩が侵灌してゐた。ところが咸豐十年、四川に匪徒が勃發し、川塩が湖北湖南に來なくなると、漢口では已むを得ず、楚商を招募して小資本を湊集し、淮南塩場に赴いて塩を收買せしめたほどである。³⁷

一方、淮南塩場においても、揚州が陥落したため、咸豐三年八月、塩運司を塩場に移し、就場徵課法を實施し、塩課の徵收を計つたが、江路が通じないため、塩商の售銷する者がなく、塩價は暴落し竈戸は生活に窮し、匪賊となるものも生じた。³⁸ そこで政府では最早豪商大賈ばかりによる販賣法のみには頼つて居られない。軍需費の浩繁なる際、僅少なる塩課をも考慮に入れなければならなくなつた。そこで咸豐五年正月、税錢を格外に輕減し、引賣を易へて斤賣とし、塩課の銀納を錢納に易へて小販を招徠し場塩を收買せしめて塩課の徵納を計ると共に一方では窮竈を救恤せんとした。⁴⁰ これがいはゆる設廠抽税法である。ここに至つて塩運は實に零細なる資本によつて行はれるに至り、塩場近邊にのみ販賣せられた。咸豐五年には税錢僅かに八萬貫、六年には二萬九千貫、七年春季にはただ四千貫を報解したにすぎない。⁴¹ これを以てしてもいかに零細なる塩業資本の塩商であつたかが分るであらう。かかる塩課を以てしては政府の財政には大して利益にもならぬので、咸豐七年十月、小販の販運を制限し、大商の招徠に政府の方針が變つた。塩課の上納にも錢納のみならず、銀納をも許して大商を優遇した。⁴² 從來、銀の錢に對する價が

常に昂進してゐたので塩商は塩課に銀を納入することを苦痛としたのであるが、この頃は英國が銅錢を上海で收買したため、⁴³⁾ 錢の銀に對する價が從來の約二倍の値段に暴騰したため、塩課の銀納が有利であつた。⁴⁴⁾ この政策がかなり効を奏し、大商が相當塩運に投資したことは塩課増大の上から想像せられる。咸豐五、六年から七年六月終までに塩課として錢十餘萬貫、銀一萬四千兩を收納したのに對し、七年七月から九年六月まで滿二ヶ年間に、銀五十一萬餘兩、錢二萬七千二百餘貫を收めてゐる。銀一兩錢千六百文として計算すると、從來よりも約七倍の塩課を收得してゐるわけである。⁴⁵⁾ 併し、湖北、江西各岸共に未だ上流地方に運銷することが出來ず、塩場の近隣で零賣したので銷數も大して増加せず、咸豐十一年頃、毎年の奏銷稅課は二十餘萬兩前後であつた。⁴⁶⁾ これを道光時代の塩課銀五、六百萬兩に比べると格段の相違があり、いかに咸豐時代の塩商が逼塞してゐたかが想像せられるであらう。

同治時代に入つて會國藩は票法に綱法の意を寓し、票商の世襲化を計り、李鴻章に至つて轉運循環法を採用し、塩商を優遇して塩課の増大を計らんとした。⁴⁷⁾ ここに至つて票法は亦全く綱法化した。塩政は咸豐時代に比べると餘程景況を挽回

した。塩業の盛況に伴つて淮南においても淮北と同様に塩引轉賣のブローカーが現はれたので、驗貨法を始めたところ、塩商は重息を惜しまず、資本を借つたので毎月、上海の銀が盛に漢口に流動し、銀路が壅閉し、その影響は數省に及び、銀詰りのため數省では市をやめるに至つたとさへいはれてゐる。⁴⁸⁾ 塩商が塩票の交付を受けんと殺倒したわけである。そこで一票の權利金が一萬兩にも上つてゐる。⁴⁹⁾ ここで注意を要することは先にも觸れた如く、塩の販運に揚州の塩商が姿を見せず、漢口の塩商が出現してゐることである。塩業（販賣）の中心が咸豐以後揚州から漢口に移つたやうである。

併し、清朝末期に近づく、綱紀の紊亂と共に私塩が跋扈し、一方では洋款、軍費、河工、賑災、國防費等あらゆる方面の財政上の負擔が物すごく塩商の上にもたらされて來たために、塩商はたとへ多大の利潤があり、加價加斤の恩典が與へられたとはいふものの、又一方からは多大の捐輸を要求せられたので、往年の如き發展は見るべくもなかつた。従つて塩商自身常に運轉資金の借り入れには苦心したやうである。

以上において揚州塩商の發生、變遷の過程、資本經營の形態等について略述した。要するに明代から清朝に亘る揚州塩

商の塩業資本においては、合夥即ち合資の形態がその發展に重要な役割を演じたのであるが、揚州塩商の没落後、清朝も末期に近づく、塩業資本に集股即ち株式によつて資金を湊集獲得せんとする傾向があらはれてゐる。光緒二十四年には年利五釐、滿期二十年の昭信股票一百萬張を發行し、又その轉賣を許し、還期に至れば地丁、塩課、釐金にあてゐるを許し、文武百官には強制的に若干張を買はしめ商民に卒先せしめてゐる。この資金のうち、百六十萬兩を淮南塩商に、四十萬兩を淮北塩商に融資してゐる。又光緒二十八年三月には、通泰屬の角斜、栟茶、掘港、廂灣等の塩場においては商人を募集して股を集め公收を開辦してゐる。^⑤かくの如く、株式によつて塩業資本が形成せられるに至つたといふことは西歐の企業經營方式の影響ではあるが、一面から考へると、清朝の末期に及んでは、淮南塩場は海岸線の隆起東遷によつて、塩の生産が甚だしく減少し、長蘆塩を借銷してゐるといふ狀況で往年の隆盛は見るべくもなかつたので、豪商は投資を躊躇し、政府では已むをえずかかる方法を採らざるをえなかつた事情もあつたものと考へられる。併しながら、かかる株式資本の集積は清朝時代より更に現今に至るまで、中國において

はあまり成功を収めてゐない。ここに中國社會の一つの大きな特色があるわけであるが、これは又別個に考察するべき大きな問題であらう。

一、補註

①聖武記卷一一「武事餘記」

孫鼎臣「論塩二」(賀長齡皇朝經世文續編卷四三)

Remarks on the Production of Salt in China, by the late Archimandrite P. Zweithoff, retranslated from the German by W. R. Carles. (Journal of the China Branch of the Royal Asiatic Society, 1887. Vol. XXI.)

②從政錄卷三、光緒大清會典事例卷二二一、卷二二三

③塩法議略卷一「長蘆」

二、補註

①嘉慶江都縣續志卷一二並に揚州畫舫錄

②揚州畫舫錄卷一五

③淮鹺備要卷七

王贈芳「謹陳補救淮塩積弊疏」(盛康皇朝經世文續編卷五一)

④藤井宏氏「明代塩商の一考察」(史學雜誌五四、六)

⑤萬曆揚州府志卷一一

⑥王鑑川文集「條覆理塩法」(皇明經世文編)

第二章は主として藤井宏氏「明代塩商の一考察」によつて論をすすめた。

三、補註

- ① 光緒兩淮鹽法志卷四四
 - ② 清史稿食貨志「塩法」
 - ③ 拙稿「清代の塩法」(東方史論叢第三輯)
 - ④ 清史稿食貨志「塩法」
 - ⑤ 塩法議略卷一「長蘆」
 - ⑥ 淮鹺備要卷七
 - ⑦ 揚州畫舫錄卷一四「徐贊侯」卷一五「汪廷璋」
 - ⑧ 光緒兩淮塩法志卷四四、續纂揚州府志卷一五
 - ⑨ 拙稿「塩と支那社會」(東亞人文學報三、一)
 - ⑩ 藤井宏氏「明代塩商の一考察」(史學雜誌五四、六)
 - ⑪ 揚州畫舫錄卷一二
 - ⑫ 陶文毅公全集卷一四「請復設塩政奉旨訓飭覆奏附片」
 - ⑬ 意圖文略卷一兩淮塩法錄要序
 - ⑭ 東華錄雍正六・七
 - ⑮ 陶文毅公全集卷一二「會同欽差擬定塩務章程摺子」
 - ⑯ 清史稿食貨志「塩法」塩法議略卷一「兩淮」
 - ⑰ 同⑮
- 四、補註
- ① 雍正硃批諭旨、高斌雍正十年三月十六日諭旨
 - ② 拙稿「清代の塩法」(東方史論叢第三輯)
 - ③ 同 右
 - ④ 清史稿食貨志「塩法」
 - 王贈芳「謹陳補救淮塩積弊疏」(盛康皇朝經世文續編卷五二)

兆那蘇圖「酌擬變通河東塩務章程疏」(同書卷五三)、陶文毅公全集卷一二「會同欽差擬定塩務章程摺子」

- ⑤ 陶文毅公全集卷一一「敬陳兩淮塩務積弊附片」
- ⑥ 包世臣「小倦游閣雜說」二(盛康皇朝經世文續編卷五一)
- ⑦ 王贈芳「謹陳補救淮塩積弊疏」(盛康皇朝經世文續編卷五二)
- ⑧ 光緒兩淮塩法志卷一七「借幣」
- ⑨ 同⑤
- ⑩ 賀熙齡「請變通兩淮塩務疏」(盛康皇朝經世文續編卷五一)
- ⑪ 王贈芳「請更定塩法疏」(皇朝經世文續編卷五〇)
- ⑫ 包世臣「小倦游閣雜說」二(同書卷五一)
- 周濟「淮鹺問答并序」(同上)
- ⑬ 皇朝政典類纂卷七一
- 東華續錄光緒一八三
- ⑭ 陶文毅公全集卷一七「淮南乙未綱引課仍請分帶摺子」
- ⑮ 塩法議略卷一「山東」
- ⑯ 參照⑥⑦
- ⑰ 皇朝政典類纂卷七一
- ⑱ 註②
- ⑲ 陶文毅公全集卷一五「查覆楚西現實塩價摺子」
- ⑳ 皇朝政典類纂卷一三〇
- ㉑ 東華續錄光緒一八一
- ㉒ 淮鹺備要卷三
- 陶文毅公全集卷一一「再陳淮鹺積弊摺子」
- 王贈芳「謹陳補救淮塩積弊疏」(盛康皇朝經世文續編卷五二)

23 陶文毅公全集卷一三「淮北商力積疲請借項官督商運附片」

同書卷一八淮南丁酉綱無著懸引請提出二十二萬引融於淮北行銷摺子」

同書卷一一「再陳淮鹺積弊摺子」

24 同註⑦

25 陶文毅公全集卷一八「劉運使急公出缺請派大臣查辦淮鹺摺子」

26 同書卷一八「淮南丁酉綱無著懸引請提出二十二萬引融於淮北行銷摺子」

27 同註②

28 同前

29 同書卷一八「奏明票鹽驗貨掛號章程附片」

30 同前

31 賀熙齡「請變通兩淮鹽務疏」(盛康皇朝經世文續編卷五一)

32 清史稿食貨志「鹽法」

33 駱秉章「採買淮鹽採食分岸納課濟餉疏」(駱文忠公奏議卷五湘中稿乙卯下)

曹文正公全集奏稿卷六「請部撥浙引用塩抵餉摺」

林文忠公政書乙集、湖廣奏稿卷三「整頓鹺務摺」

34 清塩法志卷一三二「借運鄰塩」

塩法通志卷七三

35 清塩法志卷一四一・卷一四二「鄰稅」

36 淮南塩法紀略卷一「督塩院怡良就場徵課并改道摺」

37 同書卷三「湖廣督院官(文)由楚招商採辦淮塩摺」清塩法志卷一三二「借運鄰塩」同書卷一三九「鄰稅」

38 清塩法志卷一三三「商課」

39 周騰虎「淮塩改道議」(盛康皇朝經世文續編卷五二)

40 淮南塩法紀略卷一「就場課稅」

清塩法志卷一三二「商課」

41 淮南塩法紀略卷三「楚商試運淮塩詳」

清塩法志卷一一「引地引額」同書卷一三三「商課」

42 淮南塩法紀略卷二「泰州局棧」泰州設總局稟

同書卷一「泰棧章程」

43 同註②

44 籌辦夷務始末卷一七「咸豐七年九月庚辰條」

45 淮南塩法紀略卷二「督塩院何奎清覆奏籌辦塩務事宜摺」

46 同書卷三「楚商試運淮塩詳」

47 吳元炳「淮南籌指鉅款請免常捐稟本疏」(盛康皇朝經世文續編卷五二)

48 同前

49 東華續錄光緒三四、光緒六年四月庚申條

50 清塩法志卷一五三

51 同書卷一〇六